

## 1. 件名

令和8年度 むつ科学技術館の運営管理業務請負

## 2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)青森研究開発センター(以下「青森センター」という。)が運営する「むつ科学技術館」(以下「科学館」という。)の運営管理等の業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。受注者は、科学館が原子力機構における広報施設としての役割を担うとともに、科学教育施設としても位置づけられていることを十分に認識し、受注者の裁量と責任において、企画・立案を基に、円滑な施設運営管理を実施するものとする。

## 3. 契約範囲

- (1) 科学館のイベント、科学教育普及活動に関する企画、立案、開催
- (2) 科学館の運営
- (3) 上記に付随する業務で青森センターとの協議により定められた作業

## 4. 場所

- (1) 科学館（青森県むつ市大字関根字北関根693番地）
- (2) 科学実験工房（青森県むつ市大字関根字北関根400番地）
- (3) その他、本業務遂行のため必要な場所及び青森センターと事前に協議して定めた場所とする。ただし、出張経費が発生した場合は、契約書別紙に基づき支払う。

## 5. 期間

- (1) 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
  - ・休館日（毎週月・木曜日とし、休館日が祝日にあたる場合は原則としてその翌日を休館日とする。）、年末年始（令和8年12月28日～令和9年1月4日）を除く
- (2) 時間 9：00～17：30
  - ・科学館の開館時間は、原則として9：30～16：30とする。
  - ・夜間特別イベント開催日は9：00～20：30とする。
- (3) その他 事前に原子力機構と協議の上変更できるものとする。

## 6. 標準要員

4人（内訳：館長1人、技術員1人、受付・案内員2人）

4. に定める実施場所に常駐して業務を実施する業務量を標準要員数（目安）として記載。要員の配置等については、日々常に業務の完全な履行をなし得るように適切な役割の要員を配置し、実施すること。

## 7. 業務に必要な要件

### (1) 科学教育活動・イベント等の開催業務

- ① 幅広い年齢層が楽しめる企画・立案ができる者を確保できること。
- ② 宣伝・広告業務に精通し、ホームページ、チラシ、ポスターの自作が可能である者を確保できること。
- ③ 科学実験・科学工作の実演・指導に当たっては、教員または教員経験者で小中学校での授業経験があり、実験及び工作に関し十分な知識と経験を有する者を確保できること。
- ④ 教育委員会や各小中学校をはじめ地元教育機関と連携し協力を得られる者を確保できること。
- ⑤ 他の学術機関との協力が得られ、科学館の企画への職員派遣、情報提供等の支援が受けられる体制を確保できること。

### (2) 保守管理業務

- ① 展示品の保守管理に必要な知識、技術力及び経験を有する者を確保できること。

## 8. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者(以下「総括責任者」という。)及びその代理者を選出し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 科学館運営にかかる総括管理
- (2) 科学館運営に関し、その意義を認識した上で、従事者に指導、助言を行い、効果的且つ効率的な運営管理を行うこと。
- (3) 従事者の労務管理及び作業上の指揮命令。
- (4) 本契約業務履行に関する青森センターとの連絡及び調整。
- (5) 怪我及び急病人の対応を行う。消防機関の救急救命講習を受講したもの を常時1名以上配置し、必要に応じ救急車の手配や応急処置及び青森セ センターへの連絡等適切な対応を行う。
- (6) 緊急時における来館者の避難、誘導の陣頭指揮を行う。館内における安 全管理を徹底させるとともに、緊急時においては、陣頭指揮を取り来館 者の安全を優先とし避難誘導させること。
- (7) 防犯及び来館者への迷惑行為に対し、発見次第速やかに注意喚起を行う。 なお、これに従わない場合または、被害が発生した場合は、来館者の安

全を確保し速やかに警備当局に通報するものとし、青森センターにも連絡するものとする。

- (8) 上記(5)～(7)に係る教育訓練についてそれぞれ年1回以上実施するものとし、その都度、訓練実施結果報告書を青森センターに提出するものとする。

また、青森センターが実施する16.適用規程、規則等に基づく業務の履行に必要な教育、消火訓練、避難訓練、通報訓練に従事者を参加させること。

- (9) 従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

## 9. 火元責任者

受注者は、管理物件（別紙2参照）の火気管理を行うため、それらの火元責任者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前に必ず点検すること。
- (2) 火気使用設備器具等の周囲の可燃物の有無を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具等の使用後の消火を確認すること。
- (4) 実施時間中に地震が発生した場合は、火気使用設備器具等の使用を停止し、安全を確認すること。また、震度4以上の場合は、管理物件の保全状況を目視等によって調査し、青森センターに報告すること。
- (5) その他青森センター消防計画で定められている事項を遵守すること。

## 10. 支給品及び貸与品

### (1) 支給品

- ① 電気、水
- ② 貸与品の燃料
- ③ パンフレット、リーフレット

### (2) 貸与品

- ① 券売機 2台
- ② 階段昇降車 1台
- ③ ホームページ更新用パソコン 1台
- ④ Wi-fiアンテナ 4台
- ⑤ 除雪機 1台
- ⑥ 複合機 1台
- ⑦ 機材（別紙1） 一式
- ⑧ 展示品マニュアル 一式
- ⑨ 電光掲示板 1台

### (3) 青森センターが負担するもの

- ① 建物及び設備等の維持管理、補修及び改造に要する費用
  - ② 青森センターの支給品、貸与品の修理、補充に要する費用
  - ③ 火災保険料
  - ④ 階段昇降機の定期点検（年1回）に要する費用
  - ⑤ 階段昇降機の安全運転操作指導講習に要する費用
  - ⑥ ホームページの構築・改良・運用に要する費用
- (4) 受注者が負担するもの
- ① 各種行事に必要な資材
  - ② 科学館運営に必要な消耗品（ドライアイス、炭酸ガス、液体窒素、事務用消耗品、燃料を除く貸与品に付随する消耗品）
  - ③ 制服
  - ④ 施設入場者傷害保険料、施設賠償責任保険料

## 11. 業務内容

本業務を実施するに当たっては、本仕様書に定める事項の他、展示品マニュアル等を充分理解のうえ実施するものとし、受注者は予め業務の分担、スケジュール、実施方法等について実施要領を定め青森センターの確認を受けるものとする。

具体的には、「科学館のイベント、科学教育普及活動に関する企画、立案、開催」及び「科学館の運営」である。開催時期及び回数については下表のとおりとするが、変更となる場合は事前に青森センターと調整する。

科学館イベント、科学教育普及活動一覧

企画名称	開催時期（予定）	回数	時間帯
科学館開館記念イベント	7月	1回（1日間）	10：00～ 15：00
夜間イベント	8月	1回（1日間）	18：00～ 20：00
秋季イベント	10月	1回（1日間）	10：00～ 15：00
クリスマスイベント	12月	1回（1日間）	10：00～ 15：00
春休みイベント	3月	1回（10日間以内）	
講演会	10月	1回（1日間）	
サイエンスカフェ	9月	1回（1日間）	
企画展示	11月	1回、継続して1か月以上	

サイエンスクラブ	6月～1月	年間8回以上	
科学実験・工作（館外）	4月～3月	年間20回以上	
科学実験（館内）	4月～12月	年間35回以上、 毎週日曜日 1日当たり1回以上	10：00～ 16：00
科学工作（館内）	4月～3月	年間146回以上、 毎週土、日曜日 1日当たり2回以上	9：30～ 16：00

※科学館開館記念イベント、夜間イベント、秋季イベント、クリスマスイベントの

開催時間中は、従業員は交互に休憩をとる等して、常にコンテンツを来館者へ

提供し続けることとする。

(1) 科学館のイベント、科学教育普及活動に関する企画、立案、開催

① イベントの企画・開催

(イ) むつ科学技術館開館記念イベント

- ・ コミュニティーアー等を利用した1時間程度のステージショーを、イベント開催時間内において1回以上行うこと。
- ・ 上記を含め、来館者が参加できるコンテンツをイベント開催時間内において2種類以上行うこと。
- ・ 開催内容については、青森センターと合同開催となるため事前に調整すること。

(ロ) 夜間イベント

- ・ 夜間の科学館を利用し、夜間でなければ体験できない企画を取り入れること。
- ・ 来館者が参加できるコンテンツをイベント開催時間内において2種類以上行うこと。

(ハ) 秋季イベント

- ・ 科学技術に関する講演または科学実験等を実施すること。
- ・ 上記を含め来館者が参加できるコンテンツをイベント開催時間内において2種類以上行うこと。

(ニ) クリスマスイベント

- ・ コミュニティーアーのステージを利用したコンテンツを1回以上行うこと。
- ・ 上記を含め来館者が参加できるクリスマスに関連したコンテンツをイベント開催時間内において2種類以上行うこと。
- ・ 館内をクリスマスに合わせた装飾やBGMにすること。

(ホ) 春休みイベント

- ・ DVD上映、春休みイベント用の科学工作等をイベント開催期間内において1日1回以上行うこと。

② イベントの広告宣伝活動

上記(イ)～(ホ)の内容に基づき次の広告宣伝活動を行うこと。

- (イ) ホームページ及びインスタグラムへ掲載する。掲載内容及び掲載時期については掲載前に青森センターと調整することとする。
- (ロ) ポスターを作成し(100部以上)、教育機関、公的機関及び商業施設等へ事前に配布する。記載内容及び配布時期については事前に青森センターと調整することとする。
- (ハ) 看板を進入道路入口及び科学館入口に掲示する。ただし、設置にあたり積雪の状況により看板が見えない、若しくは除雪作業や交通の妨げとなりうると青森センターが判断した場合はこの限りではない。
- (ニ) 開館記念イベントについては、新聞折込チラシ(200部以上)を配布する。記載内容及び配布時期については事前に青森センターと調整することとする。

③ 科学教育普及活動の企画・開催

(イ) サイエンスクラブ

事前に会員を募集し、科学実験・工作を体験学習する活動を「サイエンスクラブ」という。科学実験の面白さ、探求の喜び等を体験できる実験・工作等を企画・立案する。

対象　むつ市内の小学校3年生～中学生

(定員135人、3グループ2班編成)

開催時間　土曜日または日曜日の9：30～12：00

開催回数　年間8回以上

- ・ 1グループ毎に教員または教員経験者(以下、「教員等」という)の指導者1名と補助者1名を配置し、参加者の指導及び安全確保に当たらせること。
- ・ 企画立案、活動計画の作成、会員の募集にあたっては地元教育機関等の協力を得ながら行うこと。
- ・ 決定した内容に必要な器材、資材等を準備、加工すること。また、器材を使用する場合の取り扱いについては、十分な指導の下に実施すること。特にガス、電気の取扱いに関しては十分な安全対策を考慮すること。

- ・受注者は、サイエンスクラブの活動内容及び参加者の感想を取りまとめた記録誌を作成し、青森センター、参加者及び下北管内全ての小中学校及び教育委員会へ配布すること。

(ロ) 講演会

講演会は、一般市民を対象に、科学技術に精通する研究者に講師による親しみやすく理解しやすい内容での講演を通じて、最新の科学技術等について触れる機会を提供するものである。

対 象 むつ市内の一般市民 50人以上

開催時間 土曜日または日曜日の9：30～12：00

開催回数 年1回以上

- ・講師については、科学技術に精通する研究者等に依頼することとし、テーマについては、対象者が興味をもち理解しやすい内容にすること。
- ・使用する会場は、原則として、コミュニティーサター又は実験工房とすること。

(ハ) サイエンスカフェ

サイエンスカフェは、小中学生を対象に、実際に活躍されている研究者間等と直接触れ合い双方向のコミュニケーションを通じて、科学の面白さ、探求の喜び等を学ぶ機会を提供するものである。

対 象 むつ市内の小中学生 30人以上

開催時間 土曜日または日曜日の9：30～12：00

開催回数 年1回以上

- ・講師については、科学技術に精通する研究者等に依頼することとし、テーマについては、対象者が興味をもち理解しやすい内容にすること。
- ・使用する会場は、原則として、コミュニティーサター又は実験工房とすること。

(ニ) 企画展示

企画展示は、科学館内に通常と異なるテーマに関する展示を行うものである。

対 象 開催期間中の来館者

開催時間 継続して1か月以上

開催回数 年1回以上

- 企画展示に取り上げるテーマは、科学に関するテーマはもとより、地域の歴史、文化、教育等に関するテーマも可能とする。
- 展示物は、装置・機器類、映像、作品類、パネル等とする。

(ホ) 科学実験・科学工作

科学実験・科学工作は科学館の入館者並びに近隣の小中学生等に、科学実験への参加により科学の面白さ、探求の喜び等を体験してもらうものである。

開催場所等により、「科学館内で行う科学実験」「科学館外で行う科学実験（むつ市教育委員会からの依頼に基づく派遣含む）」「科学館内で行う科学工作」「科学館外で行う科学工作」の4種類となる。

原則として、科学館内で行う科学実験・科学工作は定期に、科学館外で行う科学実験・科学工作は申し込みに基づき開催する。

A) 開催場所

- 科学館内における科学実験、科学工作的開催場所は、原則として科学館又は実験工房とすること。
- 科学館外における科学実験、科学工作的開催場所は、申込者との調整を図り、学校及び公共施設等で開催すること。

B) 開催日、開催回数

- 科学館内における科学実験の開催日は、原則、毎日曜日（4月～12月）とし、時間帯は、10:00～16:00までの間で1日あたり1回以上開催すること。ただし、イベント開催日は除くものとする。なお、希望者がいない場合は、この限りではない。
- 科学館内における科学工作的開催日は、毎土・日曜日及び祝日とし、時間帯は9:30～16:00までの間に随時募集し、1日あたり2回以上実施すること。ただし、イベント開催日は除くものとする。なお、希望者がいない場合は、この限りではない。
- 科学館外における科学実験及び科学工作的開催回数は、原則として、4月～3月の期間で20回以上とすること。ただ

し、申し込みが無い場合は、この限りではない。

- ・ 決定した内容に必要な器材、資材等を準備、加工すること。  
また、器材を使用する場合の取り扱いについては、十分な指導のもとに実施すること。特にガス、電気の取扱いに関しては十分な安全対策を考慮すること。
- ・ 報告書の作成、提出は以下の通りとする。
  - i. 館内における科学実験、科学工作については、翌月 7 日までに報告書を作成し青森センターまで提出。
  - ii. 館外における科学実験、科学工作については、全日程終了後、速やかに報告書を作成し青森センターまで提出。

#### ④ 科学教育普及活動の広告宣伝

上記（イ）～（ホ）の内容に基づき次の広告宣伝活動を行うこと。

- (イ) (イ) 及び (ハ) の科学館外での開催については教育委員会を通して各小中学生に案内する。
- (ロ) (ロ)、(二) については、ホームページ及びインスタグラムへ掲載する。また、ポスター及び新聞折込チラシを作成、配布する。
- (ハ) (ロ)、(ハ)、(二) については、看板を進入道路入口及び科学館入口に掲示する。ただし、設置にあたり積雪の状況により看板が見えない、若しくは除雪作業や交通の妨げとなりうると青森センターが判断した場合はこの限りではない。

### (2) 科学館の運営

#### ① 開閉館業務

- (イ) 開館時における館内のドアの開錠（機械警備の解除を含む。）、館内設備の起動操作（冷暖房設備は除く。）及び異常の有無の確認作業を毎回行うこと。
- (ロ) 閉館時における館内ドアの施錠（機械警備の開始を含む。）、館内設備の停止操作（冷暖房設備は除く。）及び異常の有無の確認作業を毎回行うこと。

#### ② 受付業務

- (イ) 来館者に対し丁寧な受付対応を行うこと。
- (ロ) 原子力を始めとする科学技術全般に関する質問等に対し適切な対応を行うこと。
- (ハ) 外部から科学館に対する問い合わせに対し、適切な対応を行うこと。

- (ニ) 科学館の案内に必要な説明マニュアルを常に最新の情報に更新すること。
  - (ホ) 自治体等からの施設・設備の提供依頼については速やかに機構に報告し、可否を確認することとする。また、提供可となった場合、自治体への連絡及び設備提供準備について対応することとする。
- ③ 案内業務
- (イ) 科学館及び展示物に関する案内・説明について適切に行うこと。
  - (ロ) 原子力船「むつ」及び原子炉等に関する案内・説明について適切に行うこと。
  - (ハ) 下北ジオパークに関する案内・説明について適切に行うこと。
  - (ニ) 原子力機構及び青森センターの業務に関する案内・説明について適切に行うこと。
  - (ホ) 各種案内に関する館内放送を適切に行うこと。
  - (ヘ) 館内外にて実施中の PCB 除去工事について、適切な説明を行うこと。
- ④ 広報業務
- (イ) 科学館ホームページの更新を行うこと。更新内容はイベント、科学実験、科学工作の開催案内または開催報告とし、開催頻度は月に一回以上とする。
  - (ロ) 科学館インスタグラムの更新を行うこと。更新内容はイベント、科学実験、科学工作の開催案内または開催報告とし、開催頻度は月に一回以上とする。
  - (ハ) 来館者へ電光掲示板を利用し、通常の科学館開館案内の他、休館日、イベント開催案内の情報発信を行うこと。
  - (ニ) 上記に使用するパソコンの日常整備作業を行う。なお、ホームページ及びインスタグラムの更新にあたっては、「ホームページ更新マニュアル」を遵守すること。
- ⑤ 入館料徴収業務
- (イ) 原子力機構が定めた入館料を券売機により徴収すること。ただし、団体または特別割引入館者並びに券売機が不具合の場合は、直接入館者から徴収する。
  - (ロ) 徴収した入館料は、徴収月の月末締めとし、翌月の 18 日までに青森センターに振り込むこと。ただし、3 月分については、3 月 31 日までに青森センターに振り込むこと。
  - (ハ) 徴収した入館料の振込に関する事務手続きは青森センターの定めにより実施すること。

- ⑥ アンケートの収集及び内容
- (イ) 受注者は、通常開館時及びイベント開催時においてアンケートを実施し、結果を青森センターへ報告することとする。
- A) 通常開館時におけるアンケート
- ・原則としてアンケートは機構様式とする。
  - ・アンケート集計結果は毎月提出する。
- B) イベント開催時におけるアンケート
- ・アンケートはイベントについての内容とする。
  - ・アンケート内容については事前に青森センターと協議する。
  - ・結果は各種イベント等報告書に記載することとする。
- ⑦ 保守管理
- (イ) 館内設備及び展示品（器材を含む。）について日常的な維持管理及び点検を行うこと。
- (ロ) コミュニティーシアター設備の日常的な運転及び維持管理を行うこと。
- (ハ) 展示設備及び展示品に異常が発生した場合は、速やかに青森センター担当者に報告すること。
- (ニ) パンフレット、リーフレットの在庫管理を適切に行うこと。
- (ホ) 展示品等の簡易清掃（消毒等含む。）を毎開館日必ず実施すること。
- ⑧ その他①～⑥に付随する業務
- (イ) 来館者の安全を確保するために必要となる環境整備を行うこと。
- (ロ) 緊急時における来館者の避難及び誘導等を迅速かつ適切に行うこと。
- (ハ) 自治体の広報誌及び各種情報誌等への施設情報・イベント情報の提供を行うこと。
- (ニ) 来館者への案内、周知及び注意喚起（安全確保含む。）のため必要な場合は、看板、ポスター、チラシ等の作成、掲示及び配布を行うこと。
- (ホ) 理科実験等に使用する器材の管理を適切に行うこと。
- (ハ) 自治体等への建物・設備・機器の提供にあたっては機構の指示に基づき適切に提供準備を行うこと。

## 12. 提出書類

	書類名	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	・契約後速やかに ・変更が生じた都度	1部	
2	実施要領書	〃	1部	
3	従事者名簿	〃	1部	
4	業務日報	業務終了時	1部	
5	業務月報	翌月 7 日まで	1部	アンケート結果、館内における科学実験、科学工作開催状況、教育訓練実施記録を含む。
6	終了届	翌月 7 日まで	1部	原子力機構指定様式
7	各種実施要領書	実施 10 日前まで	1部	各種イベント 講演会 サイエンスカフェ 企画展
8	各種実施報告書	終了 10 日後まで	1部	各種イベント 講演会 サイエンスカフェ 企画展
9	サイエンスクラブ及び科学実験科学工作実施要領書	契約後速やかに	1部	
10	サイエンスクラブ及び科学実験科学工作実施報告書	全日程終了後	1部	館内における科学実験、科学工作開催報告は月報に含めることもできる。
11	サイエンスクラブ活動記録	全日程終了後	1部	参加した小中学校等へも配布する。
12	教育訓練実施報告書	教育訓練終了後	1部	総括責任者より提出する。
13	その他機構が提出を求めるもの			

## 13. 検収条件

終了届及び業務月報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと青森センターが認めた時をもって業務完了とする。

## 14. 検査員及び監督員

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

(1) 科学館のイベント、科学教育普及活動に関する企画、立案、開催

総務・共生課員

(2) 科学館の運営

総務・共生課員

## 15. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

(1) 受注者は、本業務の開始日までに業務が適正かつ円滑に実施できるよう青森センターの協力のもと現行業務実施者から必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、青森センターは当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務実施者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで現行業務実施者に発生した諸経費は、現行実施者及び請負者各々の負担とする。

(2) 本業務期間満了の際、次期業務の開始日までに受注者は青森センターの協力のもと次期業務実施者に対し、必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、青森センターは、当該業務引継ぎが円滑に引継ぎに実施されるよう、受注者及び次期業務実施者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで受注者及び次期業務実施者に発生した諸経費は、受注者及び次期業務実施者各々の負担とする。基本事項説明の詳細は青森センター、受注者及び次期業務実施者間で協議のうえ、一定の期間（3週間目途）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。なお、本業務の受注者が次期業務実施者となる場合には、この限りではない。

## 16. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 17. 適用規程、規則等

- (1) 青森研究開発センター安全衛生管理規則
- (2) 青森研究開発センター事故対策規則
- (3) 青森研究開発センター地震対応要領
- (4) 青森研究開発センター消防計画
- (5) 消防計画に基づく点検等対応要領

## 18. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を青森センターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に對価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により青森センターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は業務の実施に当たって、関係法令、原子力機構規程及び青森センター所内規則を遵守するものとし、青森センターが安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は本業務を遂行するにあたり、一般安全に関し特に留意するものとする。
- (4) 作業において想定されるリスクを抽出し、危険（有害）な事象発生（災害・健康障害）の可能性を明らかにするとともに、この大きさに応じリスクを除去・低減するために必要な事項（対策）を決定し、情報の共有化を図り、災害の防止に努めることとする。
- (5) 受注者は異常事態等が発生した場合、総括責任者の判断により早急に対応するものとし、青森センターからの指示があった場合は、その指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (6) イベント等の繁忙期及び仕様内容の実施においては 5. 標準要員数の記載にかかわらず、10. 業務内容の遂行に支障がないように適切な体制を構築することとする。
- (7) 受付・案内・入館料徵収業務については、科学館が科学教育施設として位置づけられていることから、適切な制服を着用することとする。
- (8) 受注者は青森センターが伝染性の疫病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (9) 受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、原子力機構の損害及びその他の損害についてすべての責任を負うものとする。

- (10) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にも認められていることを認識し、原子力機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (11) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (12) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出したりしないこと。
- (13) その他仕様書に定めない事項については、青森センターと協議のうえ決定するものとする。

以 上

No.	品 名	規 格 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量
1	液体窒素貯蔵容器	容量：10ℓ 外径330×高さ570	1
2	ジュワー瓶	DG-500 透視型 容量：500ml	1
3	大型超伝導体セット	超伝導体（イットリウム系、YBa <sub>2</sub> Cu <sub>30</sub> x）ネジウム希土類磁石	1
4	耐寒用手袋	使用温度範囲 -196～+120℃	1
5	超伝導現象測定用セット	超伝導体（ビスマス系） ネジウム 希土類磁石 実験用電極	1
6	デジタル温度計	TFS-11E 内部温度センサ付 測定範囲 -200～+500℃	1
7	磁気浮上実験装置	ピン止め点のある超伝導体 YBCO (1:2:3) +Ag、15g 超伝導ジェットコースター	1
8	棒磁石		1
9	ブアンデグラーフ誘導起電機	VE-220N、AC100V、30W 放電球直径120mm、重さ約8.1kg	1
10	放電又	DJ-40N、全長420mm 放電球の開閉間隔480mm	1
11	ハミルトンの電気飛車	飛車の大きさ160mm、高さ約190mm	1
12	電気傘	傘直径70mm、高さ約220mm	1
13	絶縁台	IP-1N、寸法380×295×135、重さ1.7kg	1
14	大型箔検電器	検電器：350×200×295mm、発電板：アクリル樹脂製 80×250×3mm、塩化ビニル製 80×250×3mm、猫皮：140×250mm、絹布：275mm×275mm、誘電体板：エボナイト製150×110×4mm、導体球：樹脂製で中空70φmm	1
15	小型箔検電器	TP 上部金属板附属 本体：ガラス製95φ、高さ約155mm	1
16	電磁力実験器	TE-35、金属製、20×180mm、H150mm DC1.5～3V、コイル35巻き、端子及びU型磁石付	1
17	大型検流計	TG-3R (高感度型)、3レンジ切替式目盛り：-40～0～+40 の80等分大きさ：250×350mm、1.5kg	1
18	大型磁針	TE (台座付)、磁針長：100mm、プラスチック支持台：高さ80mm	1
19	空気の重さ測定器	123-0511 BC-500 (内田製)	1
20	電子式上皿天秤	BP310S (ザウトリウス)	1
21	排気盤	123-1180 SK-22 (ザウトリウス)	1
22	真空落下実験器	120-4000 SG (ザウトリウス)	1
23	真空鈴	123-0400 DG-17 (ザウトリウス)	1
24	クロス真空計 (ガイスル管)	133-0210 OG-6 (ザウトリウス)	1
25	クルックス管 (十字板入)	113-0402 OG (ザウトリウス)	1
26	クルックス管 (移動回転車入)	133-0411 OG (ザウトリウス)	1
27	クルックス管 (磁界の影響)	133-0403 OG (ザウトリウス)	1
28	クルックス管 (磁界世界の影響)	133-0403 OG (ザウトリウス)	1
29	真空管用電源装置	134-1304 TY-100BA (ザウトリウス)	1
30	生物顕微鏡 (3眼)	YS2-H (ニコン)	1
31	生物顕微鏡 (双眼)	YS2-H (ニコン)	4
32	双眼実体顕微鏡 (回転変倍式)	115-2343 CW-L (内田製)	2
33	鉱物顕微鏡 (光源装置付)	115-2020 KP-3L (内田製)	1
34	顕微鏡光源装置	115-3021 CF-15 (内田製)	2
35	動植物プレパラート) 植物組織 YP-40	40種 174-2012 (内田製)	1
36	動植物プレパラート) 繊維	10種 174-2013 (内田製)	1

37	動植物プレパラート) 有益有害菌	10種 174-2014 (内田製)	1
38	動植物プレパラート) 植物導管	10種 174-2015 (内田製)	1
39	動植物プレパラート) 藻類	10種 174-2016 (内田製)	1
40	動植物プレパラート) デンプン	10種 174-2017 (内田製)	1
41	動植物プレパラート) カビ、キノコ Y S - 1 0	10種 174-2018 (内田製)	1
42	動植物プレパラート) 花粉	10種 174-2021 (内田製)	1
43	動植物プレパラート) 細胞分裂 (ヒヤシ ンス)	5種 174-2203 (内田製)	1
44	動植物プレパラート) 動物組織	40種 (1、2) 174-3013 (内田製)	1
45	動植物プレパラート) 原生動物	5種 174-3101 (内田製)	1
46	動植物プレパラート) 寄生虫及び卵	10種 174-3111 (内田製)	1
47	動植物プレパラート) プランクトン	10種 174-3202 (内田製)	1
48	動植物プレパラート) 染色体 (唾液腺染 色体) (ショウジョウバエ)	5種 174-3401 (内田製)	1
49	動植物プレパラート) ヒトの染色体 (男 女)	2種 各3枚 174-3402 (内田製)	1
50	動植物プレパラート) ウニの発生	15種 174-3501 (内田製)	1
51	動植物プレパラート) カエルの発生	10種 174-3502 (内田製)	1
52	動植物プレパラート) 生殖細胞	10種 174-3503 (内田製)	1
53	岩石プレパラート) 岩石	30種 174-0103 (内田製)	1
54	岩石プレパラート) 鉱物	15種 174-0301 (内田製)	1
55	岩石プレパラート) 化石	10種 174-0402 (内田製)	1
56	岩石プレパラート) 火山噴出物	5種 174-0110 (内田製)	1
57	スライダック (10A)	10PQ (マリス製)	1
58	交流電流計 10A端子付き	BDG (マリス製)	1
59	鉄製スタンド	NS-1600 (ナカムラ製)	1
60	放電管	133-0301 TG (内田製)	1
61	放電管用高圧電源装置	132-0310 TP-6K (内田製)	1
62	真空ポンプ	123-1030 SK-4D (内田製)	1
63	誘導コイル	132-0421 TW-10E TI-10E (内田製)	2
64	スペクトル管 Ne・He	133-0110 (内田製)	2
65	ブラックライト	D20-1218 (ナカムラ製)	1
66	蛍光鉱物標本 (6種)	L55-3172 (ナカムラ製)	1
67	Ne・Heガスレーザー発生装置	(1mw) GL-1ND (ナカムラ製)	1
68	レーザー光実験装置 (直線、曲線)	PLUS LP-310	1
69	レーザー光線受信器	D20-1131 (ナカムラ製)	1
70	スクールアンプ (10Wスピーカー付き)	SA-150N (ナカムラ製)	1
71	小型ラジカセ	TCM-F48 (ソニー製)	1
72	マグデブルグ実験器	W0168	1
73	起電ぼん	28678	1
74	電子振り子	W0218	1
75	発電棒	W0216	1
76	はく検電器 LE-1	W0217	1
77	線スペクトル光源装置 SB-BSS	W0748	1
78	アクリル曲げ用ヒーター AP-1	6-55233	1
79	スチロールカッター	HD-5型 卓上式 5人用	1

管理物件等

1. 土地 青森県むつ市大字関根字北関根 693 番地及び 400 番地

2. 建物 ①むつ科学技術館

構造： 鉄筋コンクリート造

敷地面積： 22229.00 m<sup>2</sup>

建築面積： 2637.23 m<sup>2</sup>

②科学実験工房

構造： 鉄骨造り平屋

建築面積： 268.25 m<sup>2</sup> (床面積)

実験室 74.13 m<sup>2</sup>

多目的室 I 60.73 m<sup>2</sup>

多目的室 II 63.24 m<sup>2</sup>

準備室 19.04 m<sup>2</sup>

3. その他 ①金工室

②木工工作室

③倉庫 (むつ科学技術館船尾側)

④物置 (プレハブ②棟)

⑤守衛所 (物置)